告 示

埼玉県告示第六百六十七号

のとおり縦覧に供する。 定による意見の概要につ 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一 いて、 同条第三項の規定により公告し、 項及び第二項の規 及び当該意見を次

平成三十年六月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ妻沼店

埼玉県熊谷市妻沼東二丁目一番地

口 現在、 大規模小売店舗立地法第八条第一 午前六時前 から店内東側 入 項 の П 「を利用 規定による市町村の意見の L て、 トラ ツ ク カュ ら荷さばきをし 概要

て いるような ので、 決めら れ た荷さばき施設及び時 間帯を遵守してください。

二 縦覧期間

平成三十年六月八日から平成三十年七月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター